

比企地域内町村事業者支援金一覧表 6/6現在

町村	名称	支給額	支給要件	申請締切期日
嵐山町	嵐山町小規模事業者等応援金	上限10万円	<p>1. 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月から7月までのいずれかの月の売上高が前年同月比で、20%以上50%未満減少している事業者（対象月は減少率が最も大きい月を対象とする。）</p> <p>2. 令和2年3月31日までに事業を開始している事業者</p> <p>3. 給付金の支給後も事業活動を継続する意思がある事業者</p> <p>4. 直近年分の法人は法人税申告、個人は所得税申告を行っている事業者（令和2年以降の新規開業により税務機会が到来していない場合を除く。）</p> <p>※持続化給付金を受給している事業者は対象外。</p>	8月14日（金）
滑川町	検討中(ホームページに掲載なし)			
鳩山町	鳩山町中小企業者等応援給付金	法人10万 個人事業5万	<p>1. 令和2年1月から同年8月までの期間で、事業収入が前年同月比で20パーセント以上減少した月が存在すること</p> <p>2. 町内に事業所等を有していること</p> <p>3. 令和元年8月以前から事業収入を得ており、今後も事業継続をする意思があること</p> <p>※国の持続化給付金を受給した場合でも、要件を満たしていれば受給できます。</p> <p>【法人】 資本金の額又は出資総額が1億円以下であること、直近の事業年度分の法人町民税の申告をしていること</p> <p>【個人事業主】 所得税法第229条に基づく「個人事業の開業届」を税務署に提出していること</p>	9月30日（水）
小川町	小川町事業者応援給付金	1事業者10万円	<p>1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から8月までの任意で選択した月の1ヶ月の売上が、前年同月比で20%以上50%未満減少していること。</p> <p>2. 令和元年12月以前から継続して事業を行っていること。また、今後も継続する意思があること。</p> <p>3. 令和元年度以前の町税等に滞納がないこと。ただし、納税誓約書を取り交わしている場合、徴収猶予が認められている場合は可。</p> <p>【法人】 小川町に本社、本店などの主たる事業所を置いていること。</p> <p>【個人事業主】 主に小川町内で事業を行っており、「個人事業の開業届」等を提出していること。</p> <p>※持続化給付金を受給している事業者は対象外。</p>	9月30日（水）
東秩父村	東秩父村中小企業等事業継続緊急給付金	1律20万円	<p>1. 令和2年4月1日から令和2年5月31日までの間の総売上額が、前年同期比で20%以上減額になった場合または令和2年4月1日から令和2年5月31日までの間の総売上額が、令和2年2月1日から令和2年3月31日までの間の直近2箇月比で20%以上減額となった場合。</p> <p>2. 令和2年4月1日時点において、村内に主たる事業所を有し、事業者として経営していること。</p> <p>3. 村税等の滞納がないこと。</p> <p>※国の持続化給付金と併用可能</p>	7月31日（金）
ときがわ町	検討中(ホームページに掲載なし)			